

ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2. 4月号

VOL. 094

いつもお世話になります。

喜劇人の志村けんさんが亡くなりました。私が小学生から今まで大好きだった芸能人で、コロナウィルスによる脅威を身に染みて感じた出来事でした。DVDを見ては笑い

テレビを見ては笑い、お茶の間のヒーローでした。ご冥福をお祈り申し上げます。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

ラルフ・ワルド・エマーソン (アメリカの思想家)

健康は第一の
富である

仕事の面白さを再発見しよう！

「必ず成功する人とは、自分の仕事に面白味を発見できる人だ」との金言があります。マンネリ化しないように、あなたの仕事を新鮮な目で見直し、発想を変え、工夫してみてくださいはいかがでしょうか。

自分が立っているところ
を深く掘れ
そこからきっと泉が湧き
でる

たかやま ちよぎゅう
高山 樗牛

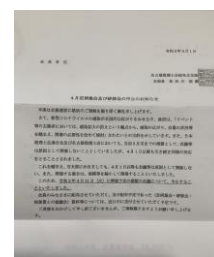
～元気手帳より～

今月のいろいろ「掲示板」

【コロナの影響による4月定例会中止】

名古屋税理士会岐阜北支部の定例会が中止になりました。

政府の「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討されたい」という方針での措置です。各団体の総会、PTA総会も中止となっています。早く収束を迎えてほしいです。



知っところ！「税務のマメ知識」

テレワーク手当と給与課税



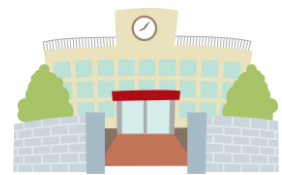
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従業員へのテレワーク（在宅勤務）を推奨・実施する企業が増加しています。テレワークの実施により、従業員負担となる自宅のインターネットの通信費や電気代などを補助するため、「テレワーク手当」を支給する企業もあるようです。業務に必要な費用の補助とはいえ、一律で支給するテレワーク手当は、基本的に、給与課税の対象となり、企業側は源泉徴収を行うことが必要となります。企業が従業員に支給する金品は、給与や賞与などの名目でなくても、給与課税の対象となるのが原則です。ただし、出張旅費などは、業務の遂行上必要なものであり、本来は会社が負担すべき費用の実費弁償であることから、通常必要とされる範囲内で課税されないことになっています。テレワーク手当の課税判定に係る通達はないものの、例えば、企業が従業員に支払う交際費等の取扱いは参考となるでしょう。この取扱いでは、企業が従業員らに支払う交際費等は原則課税対象としつつも、従業員らの「業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績の明らかなものについては、課税しない」とされています。この取扱い等を踏まえると、一律で支給するテレワーク手当は、従業員側に具体的な業務使用分の明示を求めないことが一般的であるため、“賞与”に該当します。一方で、従業員側が業務使用分に係るインターネット回線の通信費や光熱費などを明細書等で明らかにし、実費精算するような場合には、給与課税の対象外となります。なお、小中高等学校の休校に伴い、小中高生を扶養する従業員に、一律で「休校手当」を支給する企業もあるが、こうした手当も“賞与”に該当することになります。

引用；週刊税務通信 3600号

事務所あれこれ日記

【小学校休業等対応補助金】

有給休暇を取得させた事業主に対する補助金制度が創設されています。支給申請書は比較的簡易な方式ですので、該当する場合には、令和2年6月30日までに申請してください。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

